

すれば5年を待たずに許可を受けることのできる」となされている。この趣旨はまず、現在、欠格要件に該当している法人の取り扱いである。たとえば、役員^aが道交法違反で禁固刑の処罰を受けたことにより、法人Aが取り消されているように、この場合、役員^aは、改正法施行後も欠格要件に該当する。しかし、法人Aが、改正法施行後直ちに^aを役員から外して申請する場合、改正法による法人の欠格要件が緩和されているため、法人の許可申請は認められることになる。次に問題になるのは、現在欠格要件に該当している個人の取り扱いである。たとえば、役員^aが道交法違反で禁固刑の処罰を受けたことにより、法人Aが取り消され、その結果、法人Aの他の役員^bが欠格要件に該当しているように、この場合、役員^bは、改正法施行後は欠格要件に該当しないため、役員への就任が可能となる。このことは、環境省のQ&Aが「当該役員を除外すれば」と記載しており、「取り消しの際の全ての役員を除外すれば」と記載されていないことから明らかである。今回の改正により、役員に懲奪な理由での欠格要件の問題が生じた場合には、法人の許可は一旦取り消されるが、その役員を外せばすぐに申請できるという状態となった。しかし、欠格要件を安易に考えず、事業が存続できると、

改正後救済されるのは誰か

連して不法投棄をした場合、両罰規定によって法人も罰せられ、これによって連鎖的取消が起きることもある。

一方、取り消しの原因为、破産・道交法違反・傷害、軽微な廃棄物処理法違反等である場合には、法人および法人は当該役員を除外

なる。このことは、環境省のＱ&Ａが「当該役員を除外すれば」と記載しており、「取り消しの際の全ての役員を除外すれば」と記載されていなく明らかなのである。

今回の改正により、役員に弊害な理由での欠格要件の問題が生じた場合には、法人の許可は一旦取り消されるが、その役員を外せばすぐに申請できるという状態となった。しかし、欠格要件を安易に考えないといふことに変わりはない。欠格要件の対象が、取締役以外にも及んでいることを考慮すると、今後も十分注意が必要である。（随時掲載します）